

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)…一
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…一
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)…一
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…二
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知(四件)……………(東京都収用委員会)…三

### 告示

●東京都告示第七百三十三号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成三十一年四月二十三日

- 一 施行者の名称  
東京都知事 小池 百合子  
大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第四十四号線及び幹線街路環状第七号線
- 三 事業施行期間  
平成三十一年四月二十三日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
取用の部分  
大田区中馬込一丁目、上池台四丁目及び上池台五丁目各地内  
使用の部分  
なし

### 東京都告示第七百四号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。  
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。  
平成三十一年四月二十三日

### 公告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成三十一年四月二十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称  
認定特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本
- 二 代表者の氏名  
白須 紀子、森 亨、田中 慶司
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区神田三崎町一丁目三番十二号 結核予防会内
- 四 その他の事務所の所在地  
大阪府大阪市中央区道修町四丁目六番五号 結核予防会内

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの

で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人全国骨髓バンク推進連絡協議会

二 代表者の氏名

田中 重勝

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区東神田一丁目三番四号 KTビル三階

一 名称

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

二 代表者の氏名

田中 明彦

三 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山六丁目十番十一号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

ピーコックストア石川台店

二 店舗所在地

大田区東雪谷二丁目五番十一号

三 設置者名

有限会社山忠不動産

四 設置者住所

大田区東雪谷二丁目五番十一号八〇一

五 変更前の設置者住所

大田区石川町二丁目二十五番二十二号

六 変更後の設置者住所

大田区東雪谷二丁目五番十一号八〇一

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

イオンマーケット株式会社

八 変更前の小売業者の代表者名

豊田 靖彦

九 変更後の小売業者の代表者名

乾 哲也

十 変更日

平成三十年五月十六日ほか

十一 届出日

平成三十一年三月十四日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

平成三十一年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十四 縦覧時間

一 店舗名

スーパールクス浮間舟渡店

二 店舗所在地

板橋区舟渡一丁目六番二十二号

三 設置者名

株式会社サンベルクスホールディングス

四 設置者住所

足立区花畑四丁目十一番十四号

五 変更前の店舗所在地

板橋区舟渡一丁目十一番二号ほか

六 変更後の店舗所在地

板橋区舟渡一丁目六番二十二号

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社サンベルクスほか未定

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社サンベルクスほか三名

九 変更日

平成二十九年一月二十四日ほか

十 届出日

平成三十一年三月二十九日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成三十一年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ピーコックスストア石川台店
- 二 店舗所在地 大田区東雪谷二丁目五番十一号
- 三 設置者名 有限会社山忠不動産
- 四 設置者住所 大田区東雪谷二丁目五番十一号八〇一
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 午前七時
- 七 変更前の閉店時刻 午後九時
- 八 変更後の閉店時刻 午後十一時
- 九 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前九時から午後九時まで
- 十 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前七時から午後十一時まで

とができる時間帯

- 十一 変更日 平成三十一年四月十五日
- 十二 届出日 平成三十一年三月十四日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間 平成三十一年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 スーパーベルクス浮間舟渡店
- 二 店舗所在地 板橋区舟渡一丁目六番二十二号
- 三 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス
- 四 設置者住所 足立区花畑四丁目十一番十四号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 二百六十二台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 二百十五台
- 七 変更前の駐車場の数及び位置 三箇所 店舗北側ほか
- 八 変更後の駐車場の数及び位置 二箇所 店舗北側ほか
- 九 変更日 平成三十一年十一月三十日
- 十 届出日 平成三十一年三月二十九日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

- 十二 縦覧期間 平成三十一年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成31年5月13日の終了をもってその通知があつたものとみなされる。

平成31年4月23日

東京都収用委員会

会長 池 田 眞 朗

記

1 事件名

平成31年第3号及び平成31年第3号の2

府中都市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件

2 通知書の名称

裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて(通知)

<p>3 通知を受けるべき者</p> <p>住所 不明</p> <p>ただし、登記簿上の住所は、東京都府中市本宿5195番地</p> <p>氏名 田中 武</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目20番16 東京都府中市西原町三丁目20番17</p> <p>5 公示による通知に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 平成31年4月23日</p> <p>土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者についても交付する。受領しないときは、平成31年5月13日の終了をもってその通知があったものとみなされる。</p> <p>平成31年4月23日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池 田 眞 朗 記</p> <p>1 事件名 平成31年第4号及び平成31年第4号の2</p>	<p>府中市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 通知書の名称 裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて（通知）</p> <p>3 通知を受けるべき者</p> <p>(1) 住所 不明</p> <p>ただし、登記簿上の住所は、宮城県仙台市御立場町96番地5</p> <p>氏名 田中 武</p> <p>(2) 住所 不明</p> <p>ただし、登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号</p> <p>氏名 川村 元</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目20番21</p> <p>5 公示による通知に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 平成31年4月23日</p> <p>土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知</p>	<p>を受けるべき者についても交付する。受領しないときは、平成31年5月13日の終了をもってその通知があったものとみなされる。</p> <p>平成31年4月23日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池 田 眞 朗 記</p> <p>1 事件名 平成31年第5号及び平成31年第5号の2 府中市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 通知書の名称 裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて（通知）</p> <p>3 通知を受けるべき者</p> <p>(1) 住所 不明</p> <p>ただし、登記簿上の住所は、東京都八王子市下恩方町793番地2</p> <p>氏名 岩本 勇</p> <p>(2) 住所 不明</p> <p>ただし、登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号</p> <p>氏名 川村 元</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目22番1</p> <p>5 公示による通知に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所</p>
--	--	--

<p>東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎 1階南側)</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 平成31年 4月23日</p> <hr/> <p>土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成31年 5月13日の終了をもってその通知があったものとみなされる。</p> <p>平成31年 4月23日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池田 眞朗 記</p> <p>1 事件名</p> <p>(1) 平成30年第26号及び平成30年第26号の2並びに平成30年第27号及び平成30年第27号の2 府中都市計画道路事業 3・4・5号新奥多摩街道線、国立都市計画道路事業 3・4・5号立川青梅線及び府中都市計画道路事業 3・2・2の2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>(2) 平成31年第6号及び平成31年第6号の2 府中都市計画道路事業 3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業 3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 通知書の名称</p>		<p>(1) 上記 1(1)の事件について ア 裁決申請書の添付書類の補充について (通知) イ 明渡裁決の申立てについて (通知)</p> <p>(2) 上記 1(2)の事件について 裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて (通知)</p> <p>3 通知を受けらるべき者 住所 不明 ただし、登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号 氏名 川村 元</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目22番 6</p> <p>5 公示による通知に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎 1階南側)</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 平成31年 4月23日</p>
---	--	---

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

